

第60号議案

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(粗大ごみの排出方法)</p> <p>第32条の3 占有者は、粗大ごみを排出するときは、<b>第44条の3第1項</b>に規定する粗大ごみ処理券を当該粗大ごみに貼付しなければならない。</p> <p><b>2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と粗大ごみを排出しようとする占有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理手数料を納付した占有者及び第45条の規定により手数料の減免を承認された占有者が粗大ごみを排出しようとするときは、粗大ごみ処理券の貼付に代えて、第44条の3第2項に規定する受付番号を当該粗大ごみに表示しなければならない。</b></p> <p><b>3 前2項の規定により難しいと市長が認める</b></p>	<p>(粗大ごみの排出方法)</p> <p>第32条の3 占有者は、粗大ごみを排出するときは、<b>第44条の3</b>に規定する粗大ごみ処理券を当該粗大ごみに貼付しなければならない。<b><u>ただし、これにより難しいと市長が認めるときは、市長が指定する方法により排出することができる。</u></b></p>

ときは、市長が指定する方法により排出することができる。

(粗大ごみ処理券の交付 及び受付番号の通知)

第44条の3 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、あらかじめ電子情報処理組織により処理手数料を納付した占有者及び第45条の規定により手数料の減免を承認された占有者に対しては、粗大ごみ処理券の交付に代えて、粗大ごみの排出に必要な受付番号を通知するものとする。この場合において、あらかじめ電子情報処理組織により処理手数料を納付した占有者に対する通知は、当該占有者の使用に係る電子計算機に受付番号を表示させることにより行うものとする。

3 粗大ごみ処理券及び電子情報処理組織による処理手数料の納付について必要な事項は、市規則で定める。

#### 第58条 削除

(清掃指導員)

第66条 市長は、第65条第1項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、市規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

別表 (第44条関係)

番号	区 分		手 数 料
1	ごみ、粗大ごみ及び燃え殻	ア (略)	(略)
イ 臨時に排出されるごみ及び燃え殻 (処分に限る。)		<u>薬品 (特定有害物質 (土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)) を含む薬品を除く。)</u> 1キログラムにつき <u>1, 430円</u>	

(粗大ごみ処理券の交付)

第44条の3 (略)

2 粗大ごみ処理券について必要な事項は、市規則で定める。

(廃止等の届出手続)

第58条 浄化槽法第37条及び第38条の規定による届出は、市規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(清掃指導員)

第66条 市長は、前条第1項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、市規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

別表 (第44条関係)

番号	区 分		手 数 料
1	ごみ、粗大ごみ及び燃え殻	ア (略)	(略)
イ 臨時に排出されるごみ及び燃え殻 (処分に限る。)			

			<p><b>特定有害物質を含む薬品1キログラムにつき</b>  <b>4,400円</b>  <b>上記のもの以外10キログラムにつき</b>  <b>350円</b></p>
	ウ	<p>(ア) 重量を基準に形状等を勘案し点数化した市規則で定める品目</p> <p>(イ) 上記により難しい場合</p>	<p>品目の点数1点につき  100円  <b>(スプリングマットレスにあっては、1枚につき1,900円を加算した額)</b></p> <p>10キログラムにつき  500円  ただし、処分のみをする場合は、10キログラムにつき  350円  <b>(スプリングマットレスにあっては、1枚につき1,900円を加算した額)</b></p>
	事業系	(略)	(略)
2～5	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 第1号 (**家庭系の項ア**及びウ(ア)**並びに事業系の項ア**を除く。)に掲げる廃棄物の重量に5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムに切り上げる。ただし、重量の合計が10キログラム未満のときは、これを10キログラムに切り上げる。

			<p>10キログラムにつき  350円</p>
	ウ	<p>(ア) 重量を基準に形状等を勘案し点数化した市規則で定める品目</p> <p>(イ) 上記により難しい場合</p>	<p>品目の点数1点につき  100円</p> <p>10キログラムにつき  500円  ただし、処分のみをする場合は、10キログラムにつき  350円</p>
	事業系	(略)	(略)
2～5	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 第1号 (ア及びウ(ア)を除く。)に掲げる廃棄物の重量に5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムに切り上げる。ただし、重量の合計が10キログラム未満のときは、これを10キログラムに切り上げる。

2 第1号（家庭系の項ア及びウ並びに事業系の項アを除く。）に掲げる一般廃棄物のうち、重量を基準にして処理手数料を算定することが著しく実情に合わないものは、市規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

3 「薬品（特定有害物質を含む薬品を除く。）」とは、塩酸、硝酸、硫酸、水酸化ナトリウムその他市長が定める物質を含む薬品をいう。

4 「特定有害物質を含む薬品」とは、カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、セレン、鉛、砒素、その他市長が定める物質を含む薬品をいう。

5 第1号家庭系の項イに掲げる薬品（特定有害物質を含む薬品を除く。）及び特定有害物質を含む薬品の重量（容器の重量を含む。以下同じ。）に0.5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、0.5キログラム以上1キログラム未満の端数があるときはこれを1キログラムに切り上げる。ただし、重量の合計が1キログラム未満のときは、これを1キログラムに切り上げる。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

2 第1号（ア及びウを除く。）に掲げる一般廃棄物のうち、重量を基準にして処理手数料を算定することが著しく実情に合わないものは、市規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

## 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第58条、第66条並びに別表備考第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。